討論

20231226　大橋沙織

　日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表して討論を行います。

　まず、知事提出議案第9号、議案第59号、議案第83号から85号、議案第95号、議案第97号及び議案第105号について、反対の立場で意見を述べます。

　知事提出議案第9号　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正についてです。

　この条例の根拠となる高圧ガス保安法改定により、石油コンビナートなど化学工場の保安点検の規制を緩和し、自社の点検を自社で行うことを認めるものへと規制緩和されました。この間、ダイハツの不正が大問題となるなど様々な企業がモラルハザードの事態にあるもとで、より一層事業者任せを進めることは人命軽視につながると言わざるを得ません。労働者の命や地域住民の安全に重大な危険を及ぼしかねない一層の規制緩和は許されません。

昨年度、法改定の際の国会審議では、立法事実の前提となった法令違反の根拠データや政府答弁に誤りがあり、審議が一ヶ月近く中断する大問題となりました。事業者任せの産業保安の在り方そのものを根本から見直すことが必要です。

　次に議案第59号　工事請負契約についてです。これは復興祈念公園と伝承館の往来のための歩道橋の上部工に9億7千万円以上をかけて建設しようとするものです。この歩道橋を建設せずともすでに橋はあり、どうしても不可欠のものとは言えません。この歩道橋の建設費だけで約13億円がつぎ込まれる見込みですが、今後の維持管理費も考えれば大きな負担となることは避けられません。

そもそも復興祈念公園の事業費は、当初計画44億円だったものを85億円に倍増し、国と県の事業費は総額135億円と、建設費が2倍にも増額されてきました。その上、復興祈念公園の県管理区域の維持管理費負担がどこまで膨れ上がるのかすら示されていません。巨額の税金をつぎ込むことだけが復興ではありません。復興祈念公園のあり方も含め、被災者・県民の復興を優先すべきです。

　次に、議案第83号から85号　訴えの提起についてです。

　これは、避難指示区域外から国家公務員宿舎への避難者3世帯に対し、2倍家賃を含む使用料の支払いを求め、民事調停の対応をとらずに即提訴するものです。来年3月で原発事故から13年となりますが、県の発表だけでも２万６千人以上が県内外に避難を続けています。

福島大学川崎教授が行った避難者数に関する調査では、避難元自治体が避難者と認定する「特定住所移転者」を含めた避難者数は今年４月時点で６万6537人であり、県発表の2.5倍にのぼります。事故発生から多くの時間が経過し、課題は複雑化していますが、県の集計方法ではその課題が見えにくくなり、課題の過小評価につながるものと指摘せざるを得ません。

　これまで県は国家公務員宿舎への避難者に対し、当事者の同意なく親族に連絡をとり、退去と家賃未払い分の支払いを求めるなど、入居者を精神的にも追い詰める対応をとり、裁判への提訴を繰り返しています。２年間のセーフティネット契約終了後、退去しない世帯には２倍家賃を求めていますが、避難者を受け入れている他県ではこうした請求をしていません。

原発事故さえなければありえなかった避難であり、被災県である本県が避難者である県民にペナルティを科すやり方は言語道断です。県総合計画のスローガンである「だれ一人取り残さず支援する」という立場で避難者を支援すべきです。

　議案第95号　県議会議員の議員報酬等に関する条例、及び議案第97号　特別職の職員の給与に関する条例についてです。

　これらの議案は、議員と特別職の期末手当を引き上げるためのものです。地震や台風などの相次ぐ災害、コロナ禍、物価高騰など県民生活は大きな困難を余儀なくされており、特に

中小業者や酪農家は年を越せない厳しい状況です。こうした状況を鑑みれば議員、特別職の引き上げは行うべきではありません。

　議案第105号　県の行う建設事業等に対する市町村の負担についてです。

　市町村負担は義務ではなく、道路事業では負担金をなくしています。財政規模を考えれば市町村への負担はやめ、県が全額負担すべきです。

　次に議員提出議案及び請願について、賛成を求める立場で意見を述べます。

　初めに、議員提出議案第3号　消費税を5％へ減税し、インボイス制度の廃止を求める意見書についてです。

　物価高騰により県民生活はますます苦しくなっています。東京新聞によれば、物価高騰で家計支出は年間10万円増えており、その9割を食料品が占めています。消費税減税を求める声は大きく広がっています。一番の物価高騰対策は消費税の減税です。

　さらに、暮らしと営業に追い打ちをかけるインボイス制度が10月から強行され、混乱を招いています。インボイス制度は、免税業者に対し新たに消費税の負担を強いるものです。インボイス反対を求めるネット署名は制度導入開始後も広がり続け、過去最多のオンライン署名数となる56万人分の署名が集まっています。

消費税を5％に引き下げ単一税率とすればインボイス制度は必要なくなります。消費税5％への減税、インボイス制度の廃止こそが県民の暮らしと生業を守る最大の対策です。

　よって、第3号は可決、請願第10号は採択すべきです。

　次に請願第18号　県立高等学校における生徒１人１台端末の全額公費負担を求める請願についてです。

　本会議でも質した通り、高校生のタブレット端末１台５万4,000円の自己負担を求めているのは東北６県で本県のみであり、全国的に見ても公費負担としている都道府県が25であり多数です。本県は、低所得者世帯等に対して購入費補助があるとは言え、一度は全額自費で購入しなければならず保護者の大きな負担となっています。また、補助対象外となる世帯にとっても端末費の負担は大きいものです。全額公費負担としても必要な県予算はわずか６億円です。

　請願者である県立高教組によれば、昨年度、県内の高校入学生が入試から入学時に支払う教科書やPTA会費、制服代、その他タブレット端末代や部活動関連費用などを含めると、入学当初には40万円を超える支出になるとの調査結果があります。

　物価高騰対策としてもお金の心配なく学べる環境整備が必要であり、県議会にもこのことが問われており、当然賛成すべきです。

　請願第18号は採択すべきです。

　以上で討論を終わります。